

# 茨城県報

第6831号

昭和55年5月6日

火曜日

(明治35年3月17日)  
第三種郵便物認可

## 目次

### 告示

	ページ
●保安施設地区の指定の予定告示(林業課) .....	1
●都市計画の図書の縦覧(2件)(都市計画課) .....	3
●都市計画事業の認可(都市施設課) .....	3
●道路の区域変更・供用開始(6件)(道路維持課) .....	4

### 公告

●危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施(消防防災課) .....	6
●米飯提供業者の登録(食品流通課) .....	8
●とう精業者の登録( " ) .....	9
●道路位置の指定(建築指導課) .....	9

## 告示

### 茨城県告示第743号

森林法(昭和26年法律第249号)第44条において準用する同法第29条の規定により、次のように保安施設地区の指定をする予定である旨の通知があつたので、同法第30条の規定により告示する。

昭和55年5月6日

茨城県知事 竹内 藤 男

#### 1 保安施設地区の予定所在場所

(1) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

筑波町大字小和田字上ノ沢931, 932, 933

筑波町大字小和田字宮ノ上896

(2) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

筑波町大字筑波1の1

(3) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

八郷町大字小幡字浅間山2954の2, 2954の1

八郷町大字小幡字栗山入2599, 2620の2, 2620の3

- (4) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

八郷町大字小幡字長坂2033の1

八郷町大字小幡字湯袋2037

- (5) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

真壁町大字椎尾字椎ノ洞3152の3

真壁町大字椎尾字向峯3146

- (6) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

大和村大字大曾根字作佐部入1582

大和村大字大曾根字小井戸1535

- (7) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

真壁町大字上小幡字若林1402の4, 1402の10

真壁町大字上小幡字長峰1407

- (8) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

水府村大字下高倉字大曾根2686の2

- (9) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

水府村大字上高倉字堂の上911, 906の1, 905, 906, 904, 903

水府村大字上高倉字藤次郎862の6, 862の4, 862の5

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

立木の伐採を禁止する。

4 指定の有効期間

7年

(「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**茨城県告示第744号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定により水戸・勝田都市計画緑地(1緑町緑地)を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和55年5月6日

茨城県知事 竹内藤男

縦覧場所 茨城県庁土木部都市計画課

**茨城県告示第745号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により水戸・勝田都市計画公園(9.6.001 偕楽園公園外1公園)を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同法第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和55年5月6日

茨城県知事 竹内藤男

縦覧場所 茨城県庁土木部都市計画課

**茨城県告示第746号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和55年5月6日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 施行者の名称 水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
水戸・勝田都市計画公園事業  
2-2-033 双葉台1丁目南児童公園
- 3 事業施行期間 昭和55年5月6日から昭和56年3月31日まで
- 4 事業地
  - ① 取用の部分  
水戸市双葉台1丁目地内
  - ② 使用の部分 なし

**茨城県告示第747号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和55年5月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	道路の区域	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
小岩戸赤塚停車場線	東茨城県茨城町大字木部 字三百久保1882番地から	旧	メートル 最大 9.00 最小 3.00	メートル 2,805.00	S51.10.25付 ダブル区域変更
	東茨城県茨城町大字上飯沼 字市毛1062番地まで		最大 23.00 最小 9.00	2,560.00	
	東茨城県茨城町大字木部 字三百久保1882-1番地から	新	最大 9.00 最小 2.70	2,825.00	延長, 幅員, 地番等の一部 変更
	東茨城県茨城町大字上飯沼 字市毛1062-1番地まで		最大 50.00 最小 9.00	2,560.00	

**茨城県告示第748号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和55年5月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名 県 道 小岩戸赤塚停車場線

2 供用開始の区間

東茨城県茨城町大字上飯沼字笹峯174番地から

東茨城県茨城町大字上飯沼字市毛1062-1番地まで

3 供用開始の期日 昭和55年5月6日

**茨城県告示第749号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和55年5月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和55年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 小岩戸赤塚停車場線

3 道 路 の 区 域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡茨城町大字上飯沼 字御山内1021番の3から	旧	メートル 最大 9.50	メートル 56.00	
		最小 5.40		
東茨城郡茨城町大字上飯沼 字御山内1021番の4まで	新	最大 15.25 最小 5.40	56.00	拡幅による区域変更

茨城県告示第750号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和55年5月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和55年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 小岩戸赤塚停車場線
- 2 供用開始の区間  
東茨城郡茨城町大字上飯沼字御山内 1021番の3から  
東茨城郡茨城町大字上飯沼字御山内 1021番の4まで
- 3 供用開始の期日 昭和55年5月6日

茨城県告示第751号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和55年5月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和55年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 土浦 境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
結城郡石下町大字新石下 109番から	旧	メートル	メートル	
結城郡石下町大字大沢新田 114番の4まで		最大 9.50	3,530.00	
結城郡石下町大字新石下 109番から		最小 5.50		
結城郡石下町大字篠山 236番の2まで		最大 33.00	1,420.00	
		最小 11.00		
結城郡石下町大字新石下 字側鷹109の3番から	新	最大 9.50	3,730.00	
		最小 5.50		
結城郡石下町大字古間木 字大山1931の2番まで		最大 35.00	2,828.00	
		最小 11.00		

**茨城県告示第752号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和55年5月6日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和55年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県 道 土 浦 境 線
- 2 供用開始の区間  
結城郡石下町大字篠山字浦山 236の5番地から  
結城郡石下町大字蔵持字原山 894の1番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和55年5月6日

**公 告**

**●危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施**

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5の規定に基づき、昭和55年度危険物の取扱作業の保  
安に関する講習を次により行う。

昭和55年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

昭和55年度危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施要領

- 1 講 習 対 象 者  
製造所、貯蔵所又は取扱所において、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者(危  
険物保安監督者を含む。)のうち、次に掲げる者を対象とする。  
(1) 当該取扱作業に従事することとなつた日前4年以内に危険物取扱者免状の交付又は当該講習  
を受けた者で、それぞれ免状の交付又は当該講習を受けた日から5年以内の者

(2) (1)以外の者で、当該取扱作業に従事することとなつた日から1年以内の者

(3) (1)及び(2)以外の者で、受講を希望する者

2 講習科目及び講習時間

(1) 危険物関係法令に関する事項 (3時間)

ア 主な危険物関係法令の改正事項

イ その他危険物規制の要点

(2) 危険物の火災予防に関する事項 (2時間)

ア 危険物施設の火災及び漏洩の事例並びにその問題と保安対策

イ 危険物施設の火災及び漏洩の事例に係りのある危険物の性状等

ウ 危険物一般の安全管理に関する知識

3 講習資料の配布

講習当日、講習に関する資料を配布する。

4 講習の日時、会場及び仮受付期間等

◎講習時間は各会場とも10時から16時までです。

〔場 所〕 講 習 会 場	講 習 月 日	受講申請仮受付場所	仮 受 付 期 間
〔水 戸 市〕 茨城県立 県民文化センター	昭和55年7月15日	茨城県消防防災課	55年7月1日～7日
	昭和56年2月24日	同 上	56年12月17日
〔日 立 市〕 日立市多賀市民会 館	昭和55年7月28日	日立市消防本部	55年7月14日～19日
	昭和56年1月27日	同 上	56年1月13日～20日
〔土 浦 市〕 土浦市民会館	昭和55年8月28日	土浦市消防本部	55年8月15日～21日
	昭和56年1月20日	同 上	56年1月8日～14日
〔下 館 市〕 下館市民会館	昭和55年9月26日	筑西広域消防本部	55年9月12日～19日
〔鹿 島 町〕 鹿島町中央公民館	昭和55年7月22日	鹿島南部地区消防本部	55年7月9日～15日
	昭和55年12月19日	同 上	55年12月8日～13日
	昭和56年2月18日	同 上	56年2月4日～10日
〔総 和 町〕 総和町公民館	昭和55年9月18日	茨城西南地方広域消防 本部	55年9月5日～12日

5 講習申し込みの手続き等

(1) 受講申請書の配布先

茨城県総務部消防防災課、消防本部及び消防本部未設置町村(役場)で配布する。

(2) 受講の申し込み先及び方法

受講を希望する講習会場に応じ、4の表に定める仮受付期間及び仮受付場所に、受講申請書を持参し申し込むものとする。この場合、郵送による申し込みは認めない。

なお、仮受付期間中であつても、講習会場(収容定員)の都合上締切ることもある。

6 受講日の提出書類及び受付等

(1) 提出書類

ア 危険物取扱者受講申請書(5の(2)により事前に仮受付済のもの)

イ 手数料1,600円(茨城県収入証紙を申請書に貼付する。)

ウ 危険物取扱者免状(所持するもの全部)

(2) 受付時間

9時30分から10時までとする。

なお、講習開始時刻(10時)までに受付をしない場合は、受講できないものとする。

(3) 受付及び受講票の交付

受講申請書の記載事項及び受講者と免状所持者が同一人であることを確認したうえ、申請書を受理し、受講票を交付する。

7 講習修了の証明及び免状の返戻

講習修了者には、講習修了を証明する事項を記載した当該免状を受講票と引換えに返戻する。

8 そ の 他

(1) 講習開会中無断で離席又は午後の講習に遅刻した場合は、講習修了を認めないものとする。

(2) 各講習会場には、特に駐車場の準備はないものとする。

(3) その他、講習について不明な点がある場合は、茨城県総務部消防防災課

(電話 0292-21-8111 内線568)に問いあわせるものとする。

●米飯提供業者の登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林水産省令第103号)第35条の4第1項の規定により次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和55年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部食品流通課及び県北地方総合事務所において縦覧に供する。



●とう精業者の登録

食糧管理法施行規則(昭和22年農林水産省令第103号)第35条第1項の規定により次の者をとう精業者として登録した。

昭和55年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

「次の者」は省略し、茨城県農林水産部食品流通課及び県南地方総合事務所において縦覧に供する。

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和55年5月6日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
竜士木指令 第239号	55. 4. 24	前嶋 広明	静岡県静岡市 南町5番21	稲敷郡牛久町牛久 字甲塚1238番22	4.00	33.80
" 第240号	"	高野美輝夫	竜ヶ崎市八代町 2906	竜ヶ崎市大徳町字上土 井耕地651番3, 同番4	5.00	32.50

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知ってもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,200 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所